

【福祉用具購入 受領委任払 利用者負担額（1割）の算出について】

1円未満の端数は切り上げます。

（例）福祉用具購入費が1,234円の場合

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 1,234 \text{ 円} \times 1/10 = 123.4 \text{ 円} \\ &124 \text{ 円（1円未満の端数切り上げ）}\end{aligned}$$

同時に複数の福祉用具を購入する場合（複数の福祉用具購入について1つの領収証を交付する場合は、個々の福祉用具ごとに利用者負担額を算出します。

（例）購入費用が1,001円と2,002円の福祉用具を各1個ずつ購入した場合

$$\begin{aligned}\text{利用者負担額} &= 1,001 \text{ 円} \times 1/10 + 2,002 \text{ 円} \times 1/10 \\ &= 100.1 \text{ 円} + 200.2 \text{ 円} \\ &101 \text{ 円} + 201 \text{ 円（1円未満の端数切り上げ）} \\ &= 302 \text{ 円}\end{aligned}$$

福祉用具を購入することにより、該当年度に購入した福祉用具の費用が支給限度額（10万円）を上回る場合は、支給限度額内の購入費に10分の1を乗じた金額と、支給限度額を超える金額の合計を利用者負担額として支払います。

支給限度額（10万円）を超える金額は、福祉用具購入費の支給対象になりません。

（例）すでに95,555円分の福祉用具を購入している利用者が、同一年度に10,000円の福祉用具を購入した場合

$$\begin{aligned}\text{（支給限度額内の購入費用）} &= 100,000 \text{ 円} - 95,555 \text{ 円} \\ &= 4,445 \text{ 円（ ）} \\ \text{（支給限度額を超える購入費用）} &= 10,000 \text{ 円} - 4,445 \text{ 円} \\ &= 5,555 \text{ 円（ ）} \\ \text{（利用者負担額）} &= 4,445 \text{ 円} \times 1/10 + 5,555 \text{ 円（ } \times 1/10 + \text{ ）} \\ &= 444.5 \text{ 円} + 5,555 \text{ 円} \\ &= 5,999.5 \text{ 円} \\ &6,000 \text{ 円（1円未満の端数切り上げ）}\end{aligned}$$